

## 第 1 5 期足立区社会教育委員会議第 2 回定例会会議録

会 議 名	平成 3 0 年度第 1 5 期足立区社会教育委員会議第 2 回定例会														
事 務 局	子ども家庭部青少年課														
開催年月日	平成 3 0 年 7 月 2 6 日 (木)														
開催時間	午前 1 0 時 5 5 分 ～ 午前 1 1 時 5 5 分														
開催場所	足立区役所 南館 6 階 教育委員会室														
出席者	東京八丁堀法律事務所弁護士 笠 浩 久 氏 足立区青少年委員会会長 下川 佐智子 氏 足立区女性団体連合会副会長 中川 美知子 氏														
欠席者	なし														
会議次第	別紙のとおり														
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料 1-1 補助金交付団体・活動内容等</li> <li>・資料 1-2 補助金交付要綱</li> <li>・資料 2-1 社会教育法</li> <li>・資料 2-2 社会教育委員会議規則</li> <li>・資料 3 第 15 期足立区社会教育委員会議社会教育委員</li> </ul>														
事務局	<p>足立区教育委員会教育長 定野 司 足立区教育委員会子ども家庭部長 鳥山 高章 教育委員会事務局 子ども家庭部 青少年課</p> <p>出席職員</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">青少年課長</td> <td>渡邊 勇</td> </tr> <tr> <td>青少年課管理調整係長</td> <td>早崎 直人</td> </tr> <tr> <td>青少年課青少年・家庭教育係長</td> <td>村上 長彦</td> </tr> <tr> <td>青少年課体験活動推進担当係長</td> <td>福井 京子</td> </tr> <tr> <td>青少年課青少年事業係主任</td> <td>曾根 悦子</td> </tr> <tr> <td>青少年課管理調整係主任主事</td> <td>白水 奈佳</td> </tr> <tr> <td>青少年課管理調整係主任主事</td> <td>川原 健斗</td> </tr> </table>	青少年課長	渡邊 勇	青少年課管理調整係長	早崎 直人	青少年課青少年・家庭教育係長	村上 長彦	青少年課体験活動推進担当係長	福井 京子	青少年課青少年事業係主任	曾根 悦子	青少年課管理調整係主任主事	白水 奈佳	青少年課管理調整係主任主事	川原 健斗
青少年課長	渡邊 勇														
青少年課管理調整係長	早崎 直人														
青少年課青少年・家庭教育係長	村上 長彦														
青少年課体験活動推進担当係長	福井 京子														
青少年課青少年事業係主任	曾根 悦子														
青少年課管理調整係主任主事	白水 奈佳														
青少年課管理調整係主任主事	川原 健斗														

## 定刻午前10時55分・会議開会

### 司会：渡邊青少年課長

それでは、ただいまから平成30年度足立区社会教育委員会議を開会いたします。定刻前でございますけれども、皆さんお揃いですので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

私、本日司会進行を務めさせていただきます青少年課長の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、配付資料の確認でございますけれども、まず、社会教育委員会議の次第と席次、あと補助金交付団体・活動内容等というホチキスどめになっているもの、それからA4一枚で社会教育団体補助金交付要綱・領収書の添付についてというものが1枚、あと足立区社会教育関係団体補助金交付要綱、この厚い冊子というか、ホチキスどめになっているもの、あとは法令が社会教育法が一番前になっているホチキスどめになっているもの、それから最後に社会教育委員の名簿、以上でございますけれども、お手元でございますでしょうか。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 司会：渡邊青少年課長

それでは、初めに、定野教育長より挨拶を申し上げます。

### 定野教育長

改めまして、皆さんこんにちは。教育長の定野でございます。この4月1日に再任されまして、2期目ということで、引き続きこの社会教育委員会にもお世話になります。よろしくお願いいたします。

もとより、社会教育委員の皆さんには、

社会教育法という法律があって、教育委員会に適切なアドバイスをいただくということですので、是非ご忌憚のないご意見をいただきたいなということと、きょうはそれの中でも関係団体の補助金の支出についてご意見をいただくことになっておりますので、これについてもよろしくお願ひしたいと思います。

きょうは、本当に暑い中来ていただきまして、また、ニュースでは特にオウムの関係でにぎわっているようですけれども、短時間ですが、しっかりとご協議いただければありがたいなと思います。よろしくお願いいたします。

### 司会：渡邊青少年課長

次に、社会教育委員をご紹介します。笠委員です。

下川委員です。

中川委員です。

次に、足立区職員を紹介いたします。

改めまして、定野教育長です。

鳥山子ども家庭部長です。

村上家庭教育係長です。

福井体験活動調整係長です。

曾根青少年事業係主任です。

早崎管理調整係長です。

白水管理調整係主任です。

川原管理調整係主任です。

座って審議を進めさせていただきます。

議長、副議長の選任は、足立区社会教育委員会議規則第2条によりまして、委員の皆様との互選によるものと規定をされております。

ここで、議長、副議長の案につきましては、事務局からご提案させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**司会：渡邊青少年課長**

それでは、議長には笠委員、副議長には下川委員をご推薦したいと思いますけれども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**司会：渡邊青少年課長**

それでは、笠議長よりご挨拶のほどよろしく願います。

**笠議長**

笠でございます。去年からこの委員に就任させていただきまして、今年は2回目ということになります。引き続きよろしく願います。また、本日は議長を務めさせていただきます。ご支援のほどよろしく願います。

**司会：渡邊青少年課長**

次に、下川副議長よりご挨拶願います。

**下川副議長**

皆様こんにちは。青少年委員会の下川でございます。昨年このお役目を仰せつかりまして、役の重さに緊張しているところがございます。お勉強させていただきたいと思っております。よろしく願います。

**司会：渡邊青少年課長**

それでは、この度の社会教育委員会議の位置づけにつきまして、社会教育主事の村上のほうから説明をさせていただきます。

**村上家庭教育係長**

座ったまま失礼いたします。社会教育委員会議、補助金が適切であるかどうかとい

うことをご意見をいただくわけですが、この経緯といたしましては、昭和24年に戦後社会教育法が制定された際には、社会教育関係団体に対する寄附金は禁止を、支出はしてはならないという規定がありました。これは戦前の国民強化のための手段という判断をされて、それを踏まえて、社会教育関係団体に対して、国や自治体が補助金という仕組みを使って支配をしてはならないということから、補助金が禁止をされたわけですが、社会教育の様々な活動を振興するためには、補助金という方策も有効であるという判断から、昭和34年に改正をされまして、補助金を支出することができるようになりました。

ただ、その際いろいろな議論の中で、社会教育関係団体に対して、教育の行為、これは憲法で規定されておりますけれども、補助金を支出してはならない、コントロールするためにはしてはならないということで、地方自治体においては社会教育委員会議でそれが適正に支出されるものであるかどうかを見ていただくということが条件とされました。

ですので、足立区の補助金に関しましても、社会教育委員の皆様方に見ていただいて、適切かどうかご意見をいただいた上で、適切であれば支出をするという形になります。

そのような形で補助金に関して見ていただいて、ご意見を賜ればと思っております。よろしく願います。

**司会：渡邊青少年課長**

それでは、この後の議事進行は、笠議長にお願いしたいと思います。よろしく願います。

## 笠議長

それでは、早速ですけれども、ただいまより議事に移りたいと思います。

本日の1番目の議事ですけれども、足立区の社会教育関係団体補助金についてということになります。

まず最初に、補助金関連資料につきまして、事務局のほうからご説明をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

## 渡邊青少年課長

それでは、私のほうから説明させていただきます。

まず、資料1-①と書いてあるホチキスどめの厚いものをご覧いただければと思います。補助金交付団体・活動内容等というものでございます。

1枚めくっていただきますと、補助金の概要等が書かれております。全部で7本ありますけれども、ちょっと簡単に説明させていただきます。

まず、1番ですけれども、こちら青少年対策事業活動補助金でございます。こちらは地区対のそれぞれの活動している事業に対して助成をするというものでございます。予算額等につきましては、2,000万円余りという金額で年々行っているものです。足立区内には25の地区対がございますので、それぞれの行っている事業に対して補助金を出すというものでございます。

2番目が、民間遊び場設置事業補助金でございます。こちらは、子どもの広場ということで、まちなかの広場を子どもたちが自由に遊んでいいよというような内容です。ボール投げはだめとか、いろいろそういった制約がそれぞれの広場によってご

ざいますけれども、今、区内で4カ所ございます。その広場を管理運営するためのものとして補助金を出しているものでございます。

3番目は、少年団体事業補助金でございます。こちらは、地少協、子ども会とかスポーツ少年団、それらの事業等につきまして補助金を出しているというものでございます。こちらは800万円余りの金額を出しております。

次のページでございます。

4番目になりますが、ふれあい計算フェスティバル事業補助金ということで、計算フェスティバルを毎年行っておりますけれども、その行っている大会につきまして、75万円を上限に補助を出しております。

5番目、母の会事業活動でございます。足立区内4地区に母の会がございますけれども、そちらにつきまして6万円を上限に、各母の会に対して補助を出しております。

6番目が、小・中学校PTA連合会の補助金でございます。小学校PTA連合会、中学校PTA連合会、それぞれの活動について助成をしております。

最後の7番目が、小学校PTA連合会等が小・中連携ということで行っている事業について、また別に補助を出しているというものでございます。

それらの補助金の内容ですけれども、次のページでございますが、昨年この会議の中で、それぞれの補助金に対してどのように効果的に行われているのかというお話がございましたので、今回、区のほうで、行政評価ということで、全ての事業の事務事業評価を行っております。今の七つの補助金に関連しているもので事務事業評価が二つございますので、その二つを添付して

おります。

まず、1枚目、事業の概要のところを見ていただければおわかりになるんですが、地区対、母の会、小学校・中学校PTA、それから民間遊び場設置などにつきましての補助事業についての事務事業評価でございます。

それぞれの補助事業について、全てを指標ということで出すことは難しいというか、この事業評価自体が指標を上限三つということで全庁的に定められた仕組みになっておりますので、今回のこれでは、非行少年の補導人数と地区対の主催事業数、こちらを指標として評価をしているものでございます。

まず、地区対等の活動等によって非行少年の補導が減って欲しいという思いで、事業を行っているところでございます。それぞれ目標値、実績値、達成率ということで、29年度は98%の達成率という内容でございます。

もう一つの指標2につきましては、地区対の事業、こちらは積極的に事業いろいろやっていただきたいということで、目標値、実績値を行っております。29年度達成率は86%ということで出ております。

それぞれの指標分析、事業分析等については、こちらの記載のとおりでございます。

次のページでございます。

少連協の補助事業についての事務事業評価が一つ定められております。こちらは、指標としては構成員数、少連協の構成員ということで、役員、子ども会会長、それから子どもの児童・生徒の数ということで、こちらの目標値、実績値、達成率とあります。若干、達成率のほう下がってきておりますけれども、29年度は84%ということでございます。

それから、指標2については、キャンプ場の利用ということで、宮城ゆうゆう公園という区立の公園ですが、そこにキャンプ場がございますので、その利用実績ということで、こちら指標として定めて、達成率は86%という内容になっております。

指標分析、事業分析等については記載のとおりでございます。

今、その二つの事務事業がありましたけれども、それだけではなかなか補助金を支出することによってどういった内容、事業を組んでいるのかということが網羅できておりませんので、次のページからは、それを補足する資料ということでつけさせていただきます。

青少年対策事業、こちら地区対の事業でございますけれども、2枚にわたっておりますが、それぞれの地区対ごとの委員数、主催事業、共催事業、あと参加している延べ人数ということで一覧をつけております。

2枚めくっていただきますと、今度は母の会の事業報告ということでございます。先ほど4カ所の母の会があると申し上げましたけれども、千住母の会、西新井母の会、綾瀬母の会、竹の塚母の会でございます。こちらの構成人数、主な事業、それから参加している人数ということで挙げさせていただきます。

次のページでございますが、こちらは小学校PTA連合会の事業、中学校PTA連合会の事業、それから共催事業というものでございます。それぞれ記載のとおり、ソフトボール大会など研修会等々の事業を行っております。

次が、子どもの広場、民間遊び場設置事業でございます。こちらは、今現在、4カ所の広場がございます。4カ所ごとに、そ

れぞれどういった遊具が置いてあって、利用人数がどれくらいだということを記載させていただいております。

最後のページでございますけれども、ふれあい計算フェスティバルでございます。こちらは、その大会の中で、親子、シニア、オープンということでクラス分けをして計算フェスティバルを行っております。問題の内容とか参加人数等について記載しております。

これが補助金の交付団体の活動内容というものでございます。

一括して説明してよろしいでしょうか。

#### 笠議長

はい、結構です。

#### 渡邊青少年課長

次は、社会教育団体補助金交付要綱・領収書の添付についてという一枚のA4の紙がございますけれども、こちらは昨年の社会教育委員会議で、それぞれの団体で報告をする際に領収書についてどうなっているのか、つけるべきではないかというお話があったかと思っております。

補助要綱のほうに、きちんとその領収書を添付するということについては、30年4月1日に改正いたしまして、要綱として決めました。

ただ、その前に既にそういったお話もございましたので、2番で領収書の添付状況とありますけれども、地区対、少連協については、27年度、28年度それぞれ領収書の添付をしております。それから、改正よりということで、①から⑤のところについては、29年度分のものから領収書を添付するというふうに定めておまして、29年度分については、全て領収書があると

いうことの確認をしておるところでございます。

説明としては以上でございます。あとは補助金の要綱、法令でございますので、よろしく願いいたします。

#### 笠議長

ありがとうございました。それでは、ご説明に対してご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、その前にちょっと私のほうから、今回、説明資料について、昨年と比べて新たな資料を付け加えていただくなど工夫していただいているのは、少しわかりやすくなっているのも非常によろしいかなと思いますけれども、先ほど委員の間でもちょっと話をさせていただきましたけれども、事前にこういう資料はお送りいただいて、我々のほうで目を通させていただいた上で、この会議に臨みたいと思われましたので、それが委員の共通の意見だと思いますので、私が代表してご意見を申し上げさせていただきます。次年度以降、是非ともよろしく願いいたします。

#### 渡邊青少年課長

申しわけございません。それにつきましては、来年度以降きちんとそのようにさせていただきます。

#### 笠議長

ということもございまして、今、一通りご説明はいただきましたけれども、今見たばかりでございますので、この辺りをもう少し詳しく説明して欲しいという点がございましたら、それも含めまして、何かご質問ございましたら、お願いいたします。ご質問等いかがでしょうか。

では、私のほうから幾つか質問させてい

ただきます。今回、この社会教育委員会議の本来の趣旨としては、補助金交付に際して、区なり地方公共団体のほうで社会教育団体に対して不当に干渉とか行ってはいけないというのを、我々のほうでも見てくれというご趣旨と、お伺いしましたので、その観点からお伺いさせていただきますと、要するに、今回補助金の対象となっております社会教育団体は、資料で言いますと、交付団体・活動内容等の資料の2ページ目のほうまで1番から7番、七つの団体ということになります。

これはいずれも新規ではなくて、去年若しくはそれよりずっと以前から継続ということになっています。その意味では、毎年1年ごとに、それぞれの社会教育団体に対して、これ毎年申請があるわけですね。申請を受けた上で、審査をした上で、補助金を今年も出せる出せないというのを決めると、こういう流れになっているかと思えます。

その毎年の流れというか、審査の中で、逆に言うと、不当に干渉等しないような形で、どういう形で一個一個の社会教育団体に対しての審査を行っているのか、気をつけているところを、実態も含めて状況をお伺いしたいなど。

先ほど事業評価調書というのを2枚、関連する事業評価、こういう事業評価をやっているんだということで資料をつけていただきまして、ここでいろいろ評価していただいて、視点別事務事業評価というのがあって、妥当性とか有効性とか効率性とか公平性、協働、環境があって、最終的に総合評価として、今後の方針があって、拡充、改善・変更、現状維持、縮小などがあって、2枚とも現状維持というところの評価がありますけれども、この中身を含めて、詳

しくお願いします。

#### 渡邊青少年課長

まず、私どもが補助金支出するに当たりましては、要綱で基準を設けて、その基準に従って申請をされて、その内容が合っているかどうかという確認の補助を出しているところでございます。

その中で、余り補助要綱の中で縛りをつけて、こういったものでないためですよとかいうことは、目的というところでは、共通する目的を持っていただければいけませんので、定めさせていただいていますけれども、補助基準としては、それぞれの行う事業について一つ一つは、余りこの事業というような形ではなくて、その団体のこういった事業、こういった事業というような形で補助金を支出している。要は、そこにとどめているというところがあるかと思っております。

唯一、それが例えば指定されているものと、少連協の補助金の中では、加算というのがあって、どういった場合に加算がつくのかというところで、育成セミナーとかジュニアリーダーキャンプとか、ある特定の事業を行っている場合に加算しているというところはございますけれども、それは少連協として従前から行っているものということで、特にそれをもって区のほうで特別な縛りをかけているというような内容ではないと思っております。

他の事業につきましては、余りそういう特定のものというよりも、こういった内容という形で補助を出しているというところから携わっていくということでございます。

それと、事務事業評価のほうにつきましては、今後の方針の中の下のところにござ

いますけれども、例えば地区対の事務事業評価のほうでも、各地区対の事業には適切に補助金を支給し、必要な活動を行えるように支援していくというふうになっておりますが、これは私ども情報提供しながら、あくまでも誘導というか、非行少年の補導人数ということについては、これは少なくなれば少なくなるほどいいということは、ある意味共通しているものかと思っておりますので、それをお互いがどのようにしていけばその補導人数が減っていくのかということについては、地区対のいろいろな研修会、いろいろなチャンネルを通じて、私どもも地区対の方たちと話しながら、それぞれの団体の創意工夫を生かしていくという中で行っているものでございます。

2枚目の少連協つきましても、子ども会等の数、人数が今ちょっと減ってきてしまっているというもともとのものでございますので、それを何とか子ども会、加入人数を増やしていきたいという思いがございます。そういった中で、少連協の活動を盛んにしていただくことによって、そういった人数を増やしていきたいということで補助を出していますので、総合評価につきましても、引き続き連携しながら支援していくというような内容でやらせていただいているところでございます。一応そんなことでございます。

#### 笠議長

ありがとうございます。

#### 中川委員

補助金については、余り干渉しないということがありますが、私たち区民にとりましては、補助金の額というのは、活動を評価されているというふうにとるところも

ありまして、なるべくたくさん活動を続けていくことは大切というふうに認識しております。そこら辺で、なかなか評価をしない、難しさというものもあるのかなと思っております。そこら辺でどういうことを留意しながら進めていращやるのか。毎年継続していくということは、弛緩するということにもつながりがちですよ。そこら辺はいかがかしらと思えます。

また、先ほど議長がおっしゃっていましたが、今までのものについてずっと補助金を出していると。それでは、新しい事業については入る余地はないのか。例えば子どもの貧困、他のセクションでしていることもあるのかと思えますが、子どもの貧困に対しての事業等についてはどうなのか、こういう新しい事業についても補助金の在り方というのをどのようにお考えになるのか、お伺いしたいと思います。

#### 渡邊青少年課長

補助を出すに当たって、その事業が何でもいいというふうには私ども思っておりません。あくまでも目的がございますので、その目的に沿って、それぞれの団体がより効果的な事業を打つように、創意工夫をしていただきたいという思いを持ちながら、補助金の交付申請を受け、補助をしているところでございます。

ただ、どういうふう創意工夫するのかということは、それぞれの実施主体のほうで英知を絞ってやっていただきたいなと思っております。

新しい補助につきましても、補助が必要かどうかということは、それぞれの事業ごとに、いろいろな所管が、例えば子どもの貧困でも分かれておりますので、ある事業をやらなければいけない、若しくはやって

欲しいというようなときに、例えば委託でやるのか、あるいは直でやるのか、それとも補助金を出してその事業主体がやっていただくのを誘導する、促進をするのかということについては、それぞれの事業の内容、それから状況にもよりますので、それぞれがご検討をということで、全く新規がないというわけではないと思っております。必要に応じて。

### 鳥山子ども家庭部長

今のところの新しい課題のところでは、それぞれの団体に対しては、私どもは、例えば子どもの実態調査でこういう結果がわかってきましたよとか、そういう情報提供をさせていただいて、それぞれの団体の活動の中でそういう視点も取り込んでいただいた活動ができないかという、そういう働き掛けといたしますか、そういうことはやっています。毎回同じことの繰り返しではないというように、我々も各団体には働きかけていると、そういった実態はございます。

### 中川委員

先週、NPOの未来を何たらかんたらという、子ども食堂を主にしている人たちの団体の交流会に出てみました。非常に活発なんですね。ご飯を食べさせる、最初はそれの目的で始めた人たちが、次なるものはそれではなくて、場所と何かやってくれる人がいれば、また新たな、そういうご飯を食べることから進んで、子どもたちに何かを関わらせてあげたいという思いをたくさん参加者の方たちもおっしゃっておいりました。そういうところと、例えば縦の関係ではなくて、横につながっていく、まさに共創かもしれません。そこら辺の部分に

ついでに補助金との兼ね合いとか、そこら辺は、私、難しいことよくわからないのですが、もっと循環にできる部分はあるのかどうか。特にNPOの人たちってすごく熱い思いを持っていらっしゃるなと思って、私もびっくりしたんですが。

### 村上家庭教育係長

NPOに対しての補助金、例えばNPOの支援という形で出しておりますが、それはあくまでもNPOに対して、要は社会教育関係団体として出すわけではないので、ここには出てこないという形、ここはあくまで社会教育関係団体に対する補助金という形ですので、かなり従前のものが出ているという形です。区としては、それぞれのセクションでそういった支援を行っているという形です。

ただ、逆に言うと、例えば子ども会、今、補助金を出しているところに対して、補助金を出しているんだから、そういう地域の団体と連携しないとだめですよという語り掛けは不当な支配になっちゃうので、そういう情報提供、こういう課題があります、こうした取り組みをしています、是非その区の取り組みということも念頭に置いて、地域で子どもたちの健全育成に当たってくださいという、そういう情報はお伝えしますけれども、それが補助金の条件にはしないというのが大原則という形です。

区では、新規の補助金というのはなかなか今簡単には出ないということはありませんけれども、それぞれのセクションがそれぞれの団体に対して、補助金のような形で事業を委託するなりという形で活性化ということはやっておりますので、社会教育関係団体がそういったところに全く無関心であるということでもありませんし、実

際にPTAが子ども食堂に取り組んだりということもありますので、そこは育成に当たっていらっしゃる皆さん、かなり意識をされているのかなと思っています。

#### 中川委員

それを聞いて安心いたしました。ありがとうございます。

#### 下川委員

こちらに非行少年の補導人数という数字が出ているんですけども、地区対などの活動を標榜したキャンペーンをしたり、そういう活動をした結果、その補導人数が減少した。非行防止などの活動をしたあかしというのではないですけど、補導数が減りましたということを示しているのですか。

#### 渡邊青少年課長

非行少年の補導人数については、警察とかいろいろな団体、関係者がご尽力いただいて、結果としてその補導人数が増減しているということがあると思いますけれども、ただ、その中の一つの大きな要素として、各地域のほうで、地区対が身近な地域で身近な子どもたちに対しての働き掛けということも、大きな役割は担っておるかと思っておりますので、これはある意味成果として捉えてもいいんじゃないかと、地区対の活動の成果として。

ということで、この事務事業評価の指標のほうに載せさせていただいております。

#### 下川委員

七つの団体がありますけれど、ふれあい計算フェスティバルは、この1回のフェスティバルのために補助を出していると、そ

ういうことになりますか。

#### 渡邊青少年課長

さようでございます。

#### 村上家庭教育係長

もともと珠算の団体、全珠連、都珠連、全国珠算教育連盟と東京都珠算教育連盟、その傘下で珠算塾が区内展開されておりますが、足立区のこういった区民のための事業をやるというために、両方の連盟が協力し合って実行委員会をつくって、それでイベントを行っているという形になります。これは1回です。

あとは、それぞれ連盟として独自に活動されて、それぞれの連盟の珠算大会ということもやっていますから、区としてのイベントはこれ一つになります。

#### 下川委員

わかりました。

#### 笠議長

例えば1番、足立区青少年対策地区委員会関係補助金の絡みですけど、一つは、細かい質問ですが、29年の予算から言うと、平成30年の予算が2,216万円、微増ですけども増えている理由は何かあるのでしょうか。

#### 渡邊青少年課長

地区対の補助金については、1地区対当たりの年間の金額と、それから世帯の人数による加算、あと事業に対する加算という補助体系になっておりますので、世帯の人数が若干増えればそれだけ金額は増える。あと、より多くの事業を組んでいただければそれだけ予算額が増えたり、減った

りするという状況でございます。

#### 笠議長

具体的には、世帯が増えたということなんでしょうか、それとも事業が増えたということなんですかね。

#### 渡邊青少年課長

世帯が増えたということです。

#### 笠議長

それで、例えばこの1番の団体に対して補助金を支出するに当たって、その補助金を出すための条件付け、どういう条件を付けているのか、若しくは条件付けする機会というのはどういう場合にあるのかを確認したいんですけども、それぞれ補助金の交付要綱が定められておりますので、基本的にはその要綱に定める目的に従って審査をして、要綱に定める費目について出すという、審査をして決定するんでしょうけれども、補助金を出すに当たって、条件付けと申しますか、こういう条件を付けているというのは、どういったものがあるのかなど。全くないのか。

ただ、他方で、去年もちょっと申し上げましたけれども、補助金交付目的に沿った団体に対して、そういうことをきちんとやっている団体に適切な金額の補助金を交付しなければいけない、これは税金使いますので、そういう話になりますけれども、そういう審査の話と、他方で不当な干渉にならないように変な条件は付けちゃいけないと、このバランスですね。去年申し上げましたけれども、そこを具体的に、例えば1番の地区対に関してはどういう形で行われているのか。特にここは2,000万円と一番金額が多いところですので、一

例ということで説明いただければありがたいなと思います。いかがでしょうか。

#### 渡邊青少年課長

まず、対象の団体については、これは地区対に対しての補助金ということになっておりますので、25団体がありますので、そちらのほうでやらせていただいているということと、あと補助金交付要綱のほうにございますけれども、対象となる事業については、第2条のほうに、地区活動推進一般事業ということで、青少年の健全育成を目的として実施する事業であるとか、勤労青少年を対象とした事業、あと青少年をめぐる環境強化事業など、要は総くくりのこういった目的の事業という形で書かせていただいております。

大きく分けると、地区活動の推進のための事業と、体育振興、要はスポーツとか、そういったことをやることに対しての事業と二つに分かれた形で補助要綱としては体系付けをされているということ。

あと、出せるもの、出せないものですが、地区対の団体の活動費については出しておりません。あくまでも事業費ということで、事業を行うその経費に対しての補助金を出しているということと。

#### 笠議長

その違いは何ですか。

#### 渡邊青少年課長

要は、地区対の運営費には出してないで、事業を打っていく、その事業に係る費用については出しております。

#### 笠議長

それ何が違うんですか、運営費と事

業費と。

**渡邊青少年課長**

例えば地区対として場所を借りて活動、要は組織自体を運営していく場所がないと、団体の事務とか、人件費とか、そういったものについてのものは補助対象としてはいません。

**笠議長**

今まで出しているのは。

**渡邊青少年課長**

出しているのは、例えばスポーツフェスティバルとかなんかやるようなときに、そのスポーツフェスティバルをやるために場所を借りて、誰かお願いをすとか、謝礼とか、そういったものは出しております。

**中川委員**

例えばイベントを打つためのような、そんなもの。

**渡邊青少年課長**

そうですね、イベントとか。

**中川委員**

それは広くたくさんの区民に参加していただくという意図もありますかね。

**渡邊青少年課長**

広くということもありますけれども、それぞれイベントの目的自体が、例えば青少年の健全育成に寄与するようなイベントであるということで、イベントをやることによってそういった健全育成につながっていく、意識が高まっていくとか、そういった内容であるということだと思ってお

ります。

対象経費としては、その謝礼金、それから物品購入とか、印刷製本とか、要はチラシをまいたりとか、そういったものも事業経費として認めているところがございます。

**村上家庭教育係長**

ちょっと補足させていただきますと、例えば会の役員を決めましょうという会議は、これは会議運営のためのということになりますので、その会の例えばお茶を出します。そういった経費は補助金の対象にはならない。ただ、この会として地域のクリーン作戦やりましょう、そのために企画をして、呼び掛けて、チラシをまき、それから清掃道具を揃えて、当日集まってもらって、そういう経費は事業費として出しますという形でございます。

ただ、区の補助金の大原則として、これは出せませんよというもの、例えば交際費であるとか、慶弔費であるとか、懇親会の費用であるとか、例えば会議の場でお茶菓子とかいろいろ出す、そういったものは出せませんよと、そういう原則がありますが、それに基づいた判断をしております。

例えば計上されているときに、それは会議に集まった人が会議のときに飲食するものであれば、それは対象ではありませんという形の区の基準に沿った判断はさせていただきます。

**笠議長**

そういった人件費的なものは入らないというイメージですか。

**村上家庭教育係長**

そうですね。

### 中川委員

日々の活動については出ないということですね。

### 渡邊青少年課長

会議もお茶とかは出るんですけども、そこでお酒とか、そういったものは出さない。

### 笠議長

その両者を区別されている趣旨、出す、出さないをそこで線を引いていらっしゃる趣旨は、さっきの不当な介入に関するのか、関係しないのか、と関係するんですか。

### 村上家庭教育係長

区としてどの部分は、税金を使うにあたって、個人の要は飲食、最低限は認めるけどそれ以上はというような、それが区の基準としてあるということですね。こういう会議のときにお茶はいいけども、お菓子が並んでないと会議ができないという、そうじゃないですよという、そういう形で基準を設けているので、そこところは、出せる、出せないということは区の基準に沿って判断をさせていただいています。

### 笠議長

組織に対する支援というよりは、その組織がやっている活動といいますか、活動に対して補助をするという意味ですか。

### 村上家庭教育係長

そうですね。

### 定野教育長

補助金って、おっしゃるように二種類あって、その団体を支援する補助と、それから事業を奨励するための補助としてあると。昔は、団体させるための補助金ってたくさんあったんですけども、かなり整理されて、足立区としては事業を支援していくほうにシフトしているということが言えます。

### 笠議長

確かに団体を補助するというよりは、事業を促進するというほうが、介入という意味でわかりやすい。

### 定野教育長

税金の使い方としては、そっちのほうが正しいのではないのかという理論で、そういうふうにはシフトしている。

### 笠議長

あとは、例えば地区委員会の話で言うと、その地区委員会から毎年交付申請という申請書を出してもらって、その中でどういった事業をやるのか、それが補助要綱の補助対象事業にちゃんとマッチしているかと。それは過去の実績も当然見て、先ほどの事業評価で評価した上で、その実績とその申請内容を踏まえた上で、こういう要綱の事業にかなっているということであれば、しかもそれを交付する意味があると思えば、今年も補助金の支出をします。中の具体的な金額についても、最初から基準が決まって、それに対してこちらからあれこれと、これはいいけどこれはだめだという言い方でいろいろ注文をつけるという形にはなっていないと。それは基準ともなっていないし、実態としてもなっていないと、こう

いうことでよろしいでしょうかね。

#### 鳥山子ども家庭部長

はい。でも、交付要綱の7ページ、別表の2のところ、ここで対象経費というのを子細に、対象になるものはこれですよと、ならないものはこれですよという例を挙げて一応出していますので、団体のほうもこれに基づいて申請をしてください。

#### 笠議長

そういう意味では、恣意は入りにくいとか、区側としても入りにくい、教育委員会側としても入りにくい。

ほかの団体も同じ構造とか、同じ運用も含めてということよろしいですね。

#### 渡邊青少年課長

基本的な考え方としては同じでございます。ただ、若干団体補助等については、少し線引きがなかなか難しいところもあるので。

#### 笠議長

2番のところの特にここというのは。

#### 渡邊青少年課長

例えば少連協のほうのものであれば、少年団体活動事業報告ですか。

#### 笠議長

3番ですか。

#### 渡邊青少年課長

そうですね。こちらは、事業に対して補助するという形になっているところでございますけれども、各団体に対しての補助ということも、内規ですけれども、定めて

おりますので、それぞれの団体に対して補助金を出すと、幾ら幾ら出すという形では、それはまた残っております。

#### 笠議長

あと予算、決算の審査の中で、使い方なり費目なり金額に対して、こちらのほうから指導なり、団体に対する指導も含めてあれやこれや意見を申し上げる、こういうことはあるんでしょうか。全くないんでしょうか。

#### 渡邊青少年課長

この補助金についての予算、決算からすると、あくまでもその基準に沿っているかどうかということでの指導にとどまると。

#### 笠議長

この要綱、先ほどの対象経費に入るか入らないかぐらいの確認ということですかね。わかりました。

何かございましたら。ご質問、各論でも結構でございますが。

#### 下川委員

7番のところの小・中PTAの連携事業のところ、予算はこの3年間150万円となっておりますけれど、決算では結構、残ると言うこと変ですが、残金が多いように思いますけれども、これも一応予算案、予定表見ながら確定している金額ということですか。

#### 渡邊青少年課長

そうですね。このPTA連携事業については、補助要綱の中で、それぞれの連絡会の開催1回につき幾らというような実績に基づいて支給をしておりますので、そう

いった活動が少なければ決算額は少なくなってしまうというような内容です。

#### 下川委員

そうすると、一応150万円という線も出てくるということですか。

#### 渡邊青少年課長

ある程度今までの実績を踏まえて、どんなにいろいろ活動しても150万円を超えることはないだろうということで、予算額としてはマックスで積んでいるところですけども、実際には残念ながら実績がまだまだそこまでは追いついていないということで決算額は少なくなっている。

#### 村上家庭教育係長

10年ほど前、私担当していたんですが、そのころは予算にかなり近い、実施としては8割から9割ぐらいのブロックで実施をしていたという、ちょっと年々減少傾向にあるということがあります。

#### 笠議長

それについては、基本的に地域連合会とかPTAとか、その団体のほうであくまで判断して決めていることであって、こちらからどうこう介入することはないという話ではないということですか。

#### 村上家庭教育係長

いや、PTAの連合会の中では……。

#### 笠議長

積極的にやれとか。

#### 村上家庭教育係長

やれとは言えないので、ありますよとい

うことは周知をしますけども、あくまでこれ、中学校1校に対して小学校2校ぐらいの感じでチームになって、そこで、こういうところは当番制で、今年はA中学校、次の年はB小学校、次はC小学校という感じで交代で幹事をやりながら、3校の連携で例えばパトロールであったり、学習会だったりということをするという形ですので、どうしてもPTA活動の活発さの違いによって、それぞれ自分のところの活動でいっぱいだから、ちょっと一緒まではできないよというような形で減ってきてしまっているというところはあるかと思います。

#### 笠議長

それはあるかもしれませんが。子ども広場関係は、確かにそのあたりから金額が減ってきておりますので。

#### 定野教育長

箇所数が減ってきたんだ。

#### 渡邊青少年課長

箇所数が減った、減りました。

#### 笠議長

箇所数が、現在4カ所ですけど、7、6、5、4と1個ずつ減っていたり、それに伴って費用が減っているということですね。

#### 渡邊青少年課長

はい、さようでございます。

#### 笠議長

これは特に、だから何か問題だとか、そういうものではないということですよ。わかりました。

ほかにはございますでしょうか。ご質問

とかありましたら、お願いします。  
よろしいですか。

#### 下川委員

新規に補助金をいただきたいというときがあったとして、団体のほうから申請と申しますか、お願いしたいともらいに行くようになるのか、あるいは教育委員会とか区のほうから、あなたの団体、補助金しますからもっと活発にしていいですよとか、新規に認められるときはどのような経過でしょうか。

#### 定野教育長

法律上は、社会教育団体の求めに応じということを出しているのです、求めに応じてということですね。積極的に我々のほうから、これはこうしてということとはできないところですね。公の支配に属さない団体ということですから、補助金もない、自主的に活動されているところが、こういうことやりたいんだけどどうだろうかというご意見をいただいたときに、初めて要綱を定めてということになります。今までそういうことはなかったのです、もしあれば議論したいなと思いますけれども、こういう場でやりたいと思います。

#### 下川委員

審査を重ねて決定するということですね。

#### 定野教育長

そうですね。

#### 笠議長

こちらから積極的にPRするみたいな話ではない、そういう方針ではないという

ことですね。

#### 定野教育長

そうですね。

#### 笠議長

それは変わらないということですね。ホームページとかで何か広告をしたりとか、そういうのはしてないということですね。

#### 定野教育長

そういうことですね。

#### 笠議長

本来は民間なら民間なりの自主性、自主的にやっていただくのが一番、そっちの支援のほうが別途あるんでしょうかね。

#### 定野教育長

そうですね。

#### 笠議長

ほかによろしいでしょうか。

では、ご質問も特にないようですので、補助金につきましては、これで審査は終了させていただきますと思います。

あくまで団体に対する社会教育活動支援であるということで、きょうご審議をいただきまして、このような団体についての不当な支配とか干渉というのはなされていないことは確認させていただいたということによろしいかと思えます。

それでは、以上で第1の議事については終了させていただきます、次に第2の議事、その他と書いてありますが、これは事務局のほうからは、特に議題なしでしょうか。

### 渡邊青少年課長

用意しているものはございません。

### 笠議長

委員の方から何かございますでしょうか、その他ということ。よろしいですか、なしですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

### 笠議長

では、その他に関してはないようでございますので、これで本日の議題は全て終了となります。ありがとうございました。

では、司会を事務局にお返しさせていただきます。よろしく願いいたします。

### 司会：渡邊青少年課長

皆様、貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

最後に、子ども家庭部長の鳥山より閉会の挨拶をさせていただきます。

### 鳥山子ども家庭部長

本日は、皆さんありがとうございました。冒頭、事前に書類をお渡ししてないということで、大変ご迷惑をおかけしまして申しわけございませんでした。次回、こういったことがないように努めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、今回いろいろご意見をいただいた中で、我々が引っ張っていくんじゃなくて、それぞれの団体の皆様にしっかりと活動、活性化させていくにはどうしたらいいのかというところは、大きな課題だなと思います。我々としても、しっかり各団体の皆様のその状況ですとか、区の向かっていく方向などをしっかりとお伝えする中で、皆さんが頑張っていただけるような体

制をつくりたいと思っております。

いただいたご意見をもとに、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

### 司会：渡邊青少年課長

ありがとうございました。次回の社会教育委員会議でございますけれども、15期としては2年間でございますので、去年、今年ということになります。また、次年度の次回以降につきましては、改めてまた検討させていただきまして、ご連絡をさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

### 午前11時55分・会議閉会